

滋賀県企業スポーツ振興協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、滋賀県企業スポーツ振興協議会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、企業相互の連携および事業推進に努めることにより、企業におけるスポーツの普及・振興を図り、もって本県の生涯スポーツの推進および競技力の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 企業スポーツに関する普及・啓発
- (2) 企業間の情報共有および関係機関・団体との連携・調整
- (3) 企業選手の活動支援
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 会員は、本会の目的に賛同する本県所在企業等をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 本会に顧問をおくことができる。

第6条 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得る。

2 会長は本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

4 理事は会員の互選により選出し、本会の重要事項を審議する。

5 監事は理事会において選出し、会計を監査する。

6 顧問は理事会において選出し、会長が委嘱する。

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(会 議)

第8条 本会の会議は総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が召集し、議長は会長とする。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第 9 条 総会は次の事項を決定する。

- (1) 会則に関する事
- (2) 事業計画並びに予算及び決算に関する事
- (3) その他、本会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第 10 条 理事会は会長、副会長、及び理事をもって構成する。

2 理事会は次の事項を決定する。

- (1) 本会運営上必要な事項
- (2) 総会の提出する議案
- (3) その他、必要な事項

(事務局)

第 11 条 本会の事務を処理するために、公益財団法人滋賀県体育協会に事務局をおく。

2 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第 12 条 本会の会計は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

1. この会則は、平成 6 年 9 月 20 日から施行する。
2. この会則の第 7 条 2 項を一部改正し、平成 8 年 5 月 30 日から施行する。
3. この会則の第 2 条、第 3 条、第 4 条ならびに第 11 条を一部改正し、平成 26 年 6 月 30 日から施行する。